

平成24年2月13日

各関係法人代表者 様

名古屋市健康福祉局
障害福祉部障害者支援課長

障害者就労支援奨励金事業の廃止について（通知）

日頃は、障害者福祉の向上にご尽力いただきお礼申し上げます。

さて、みだしのことにつきましては、平成19年7月より障害者の就労意欲の向上と継続的な就労活動の支援を図るものとして愛知県補助事業として実施してきたところです。

しかし、平成22年4月からの低所得者に対する利用者負担が免除されたこと等により一定の事業目的が達成されたとして愛知県が平成23年度をもって事業を廃止することとしたため、本市においても同様の取扱いとします。

事業廃止までの間の請求等については下記のとおりので、ご留意いただきますようお願いいたします。

記

1 奨励金支給対象期間について

平成24年2月のサービス提供分までが奨励金支給の対象となります。

なお、3月以降については、対象外となりますので、ご注意ください。

※平成23年度愛知県補助事業が平成23年3月から平成24年2月までのサービス提供を奨励金の対象としているため。

2 今後の請求・支払いスケジュール

サービス提供月	奨励金請求時期	支払時期
平成23年12月分～平成24年2月分	平成24年3月20日まで (請求書必着)	平成24年4月20日 (予定)

請求書の提出が平成24年3月20日を過ぎると、奨励金の支払ができなくなる場合がありますので、ご注意ください。

3 その他

利用者並びに保護者の方へのご説明につきまして、ご協力をお願いいたします。

障害者支援課事業係 担当：松井
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1-1
TEL 052-972-2560 / FAX 052-972-4149
E-mail : a2560@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp